

(表)

不利益処分の処分基準 個票

部課等名 建設部公園緑地課

番号 2

不利益処分の内容		茅ヶ崎市営水泳プールの指定管理者の指定の取消し及び管理業務の一部又は全部の停止命令
根拠法令及び条項		地方自治法第244条の2第11項
処 分 基 準	関係条項	地方自治法第244条第2項、第3項
	基準 (未設定の場合はその理由)	<p>① 茅ヶ崎市営水泳プールの管理運営について、指定管理者が正当な理由がないのに茅ヶ崎市の指示に従わないとき。</p> <p>② 利用者が施設を利用することについて正当な理由がないにもかかわらず利用を拒んだとき。</p> <p>③ 利用者が施設を利用することについて不当な差別的扱いをしたとき。</p> <p>④ その他公の施設の適正な管理に重大な支障が生じる又は生じるおそれがあるとき。</p>
	参考事項	<p>協定書抜粋（指定の取消し等）</p> <p>委託者は、受託者が指示及び改善勧告に従わないとき、その他受託者による管理運営業務を継続することができないと認めるときは、指定管理者の指定を取消し、又は期間を定めて管理運営業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。</p>
	設定等年月日	平成27年4月1日設定（ 年 月 日最終変更）